

長生村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

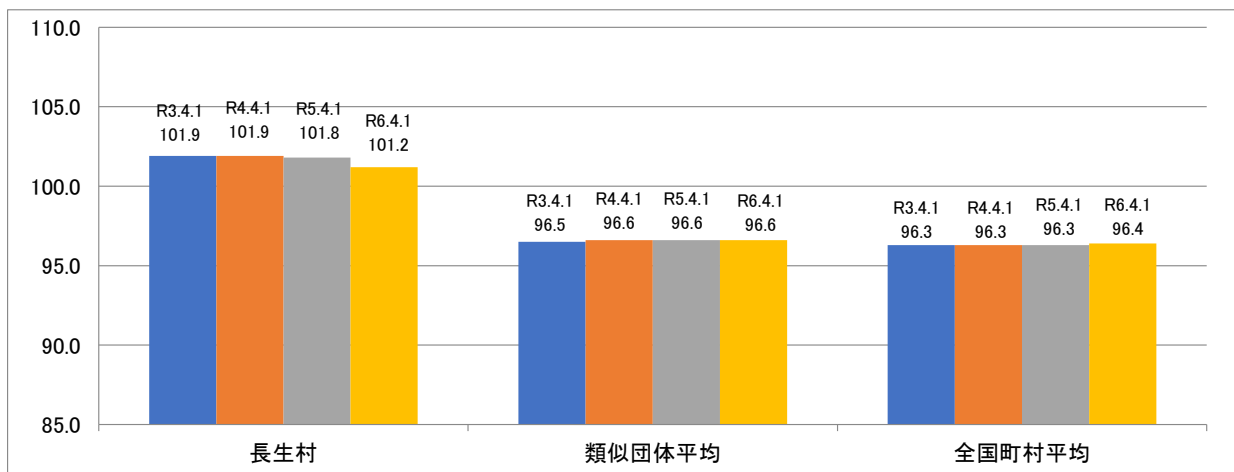
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
5年度	人 13,515	千円 6,980,740	千円 345,588	千円 1,247,506	% 17.9	% 18.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 128	千円 441,039	千円 45,643	千円 170,223	千円 656,905	千円 5,132	千円 5,708

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合))により算出
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善見込み

国家公務員では高卒職員が管理職になる割合が低い、本村においては高卒職員の管理職の割合が高く、経験年数25年以上の高卒職員に係る指数が国の水準に比べ高くなっている。

(4) 給与改定の状況 ※村で人事委員会を設置していないため作成なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔実施〕・未実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 行政職給料表について、国・県の見直し内容を踏まえ平均1.6%の引下げ。1級の全号給及び2級の一部号給については、引下げなし。4級以上の高位号給については、平均改定率を上回る引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)支給なし

(支給時期)予定なし

(参考)

	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
国基準による支給割合	— %	— %	— %
長生村の支給割合	— %	— %	— %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

55歳以上の昇給停止を実施。(令和5年4月1日実施)

(6) 特記事項 該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢		平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額 (国比較ベース)
長生村	41.8	歳	325,100	円	353,769	円	346,078 円
千葉県	40.1	歳	306,266	円	411,429	円	359,430 円
国	42.1	歳	323,823	円	405,378	円	— 円
類似団体	41.8	歳	309,513	円	358,114	円	334,718 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長 生 村	58.0歳	3人	251,900円	256,067円	254,067円	—	—	—	—
うち調理員	58.0歳	3人	251,900円	256,067円	254,067円	飲食物調理従事者	45.2歳	264,700円	0.97
うち運転手	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	51.7歳	287人	296,294円	355,777円	332,509円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	330,553円	—	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	4人	290,973円	313,408円	300,549円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長 生 村	—	—	—
うち調理員	4,211,704円	3,501,400円	1.20
うち運転手	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技術労働職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		長生村	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	169,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,600 円	361,300 円	422,100 円	427,900 円
	高 校 卒	252,100 円	— 円	395,100 円	395,300 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	251,900 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 各階層別の職員が少ないことから5年毎の数値である。

(経験年数10年欄は10～15年、20年欄は20～24年、25年欄は25～29年、30年欄は30～34年の職員の平均である。)

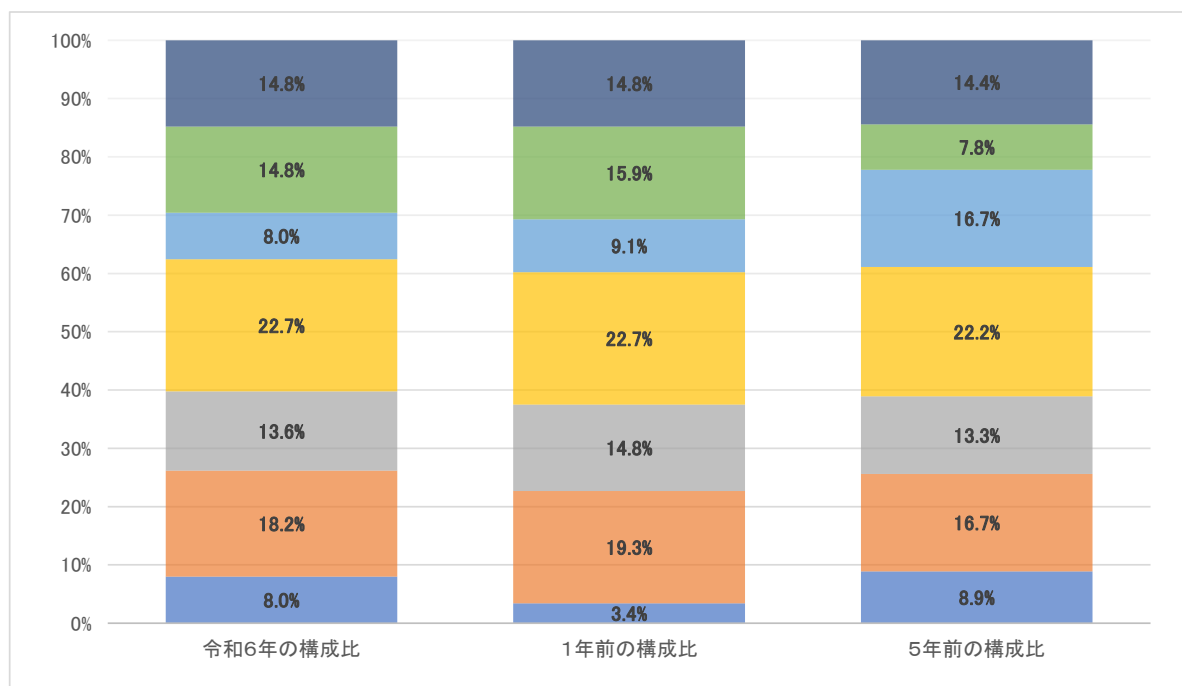
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

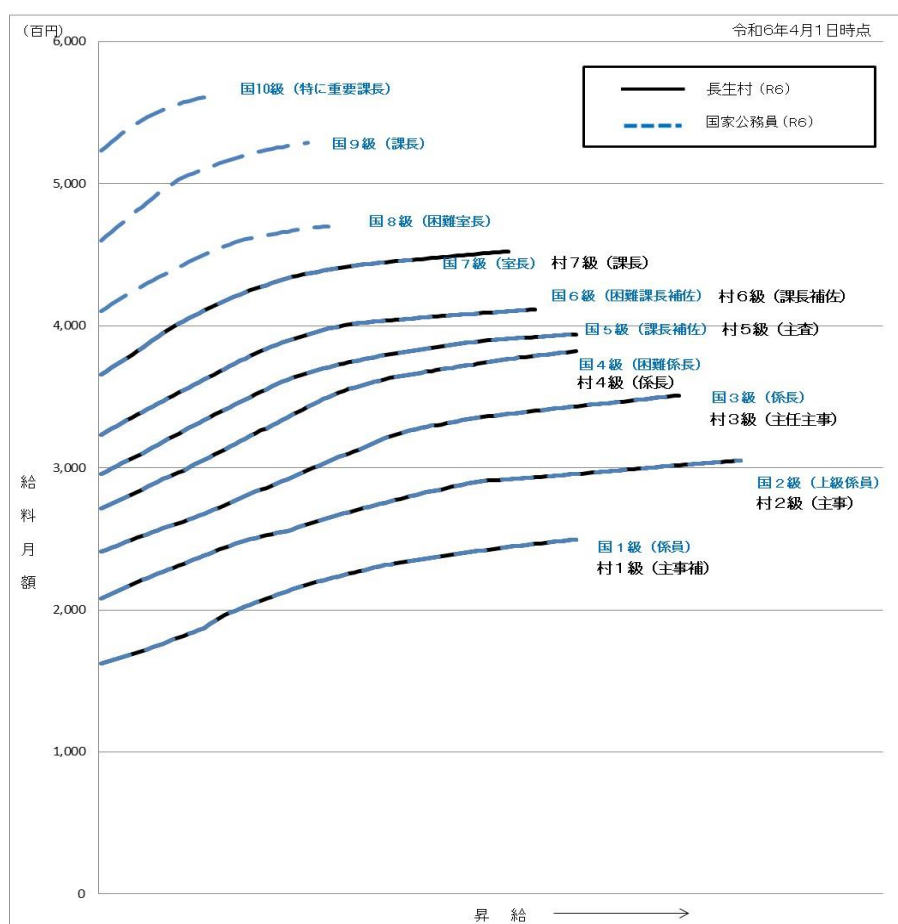
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	課長、主幹	人 13	% 14.8	円 365,500	円 452,400
6 級	課長補佐	人 13	% 14.8	円 323,100	円 411,300
5 級	主査	人 7	% 8.0	円 295,400	円 394,000
4 級	係長、副主査	人 20	% 22.7	円 271,600	円 382,000
3 級	主任主事	人 12	% 13.6	円 240,900	円 351,000
2 級	主事	人 16	% 18.2	円 208,000	円 305,200
1 級	主事補	人 7	% 8.0	円 162,100	円 249,400

(注) 1 長生村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（長生村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
上位、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長生村	千葉県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,456 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,691 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長生村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
上位、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

長生村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2%～20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2%～45%	
1人当たり平均支給額	22,147 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
—	0 %	— 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に 対する支給単価
感染症処理手当	右記業務に従事した職員	患者、死者又は病毒汚染物品に接近する作業の従事	5,500円	日額500円
家畜伝染病予防手当	右記業務に従事した職員	家畜伝染病予防法に基づく予防、処理に従事する職員	0円	日額500円
危険作業手当	右記業務に従事した職員	人体に有害な薬剤の取扱いをしたとき	0円	日額500円
行旅死病人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人、行旅死亡人の処理作業に従事したとき	0円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	14,785 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	162 千円
支給実績(4年度決算)	17,591 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	206 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「実績支給」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給月額 (5年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 1人10,000円 ○父・母等 1人6,500円 ○特定扶養 ・16歳から22歳以上までの子に加算 5,000円	同じ	—	9,013 千円	19,400 円
住居手当	○借家の場合(家賃12,000円 を超える場合に限り) 家賃の額に応じて、 28,000円を限度に支給	同じ	—	4,575 千円	24,700 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 全額支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ～29,430円を支給	異	使用距離 区分	6,177 千円	4,600 円
管理職手当	○課長等 66,500 円 ○主幹等 49,900 円	異		10,973 千円	65,300 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	788,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副 村 長	639,000 円	855,000 円／ 382,500 円
	議 長	285,000 円	700,000 円／ 430,400 円
報 酬	副 議 長	237,000 円	408,000 円／ 230,000 円
	議 員	214,000 円	342,000 円／ 180,000 円
	議 員	214,000 円	323,000 円／ 157,000 円
期 末 手 当	村 長	(5年度支給割合)	
	副 村 長	4.5 月分	
	議 長	(5年度支給割合)	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35/100	(1期の手当額) 13,238,400円 (— 円) (支給時期) 任期毎
	副 村 長	給料月額×在職月数×25/100	7,668,000円 (— 円) 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料、報酬及び退職手当の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

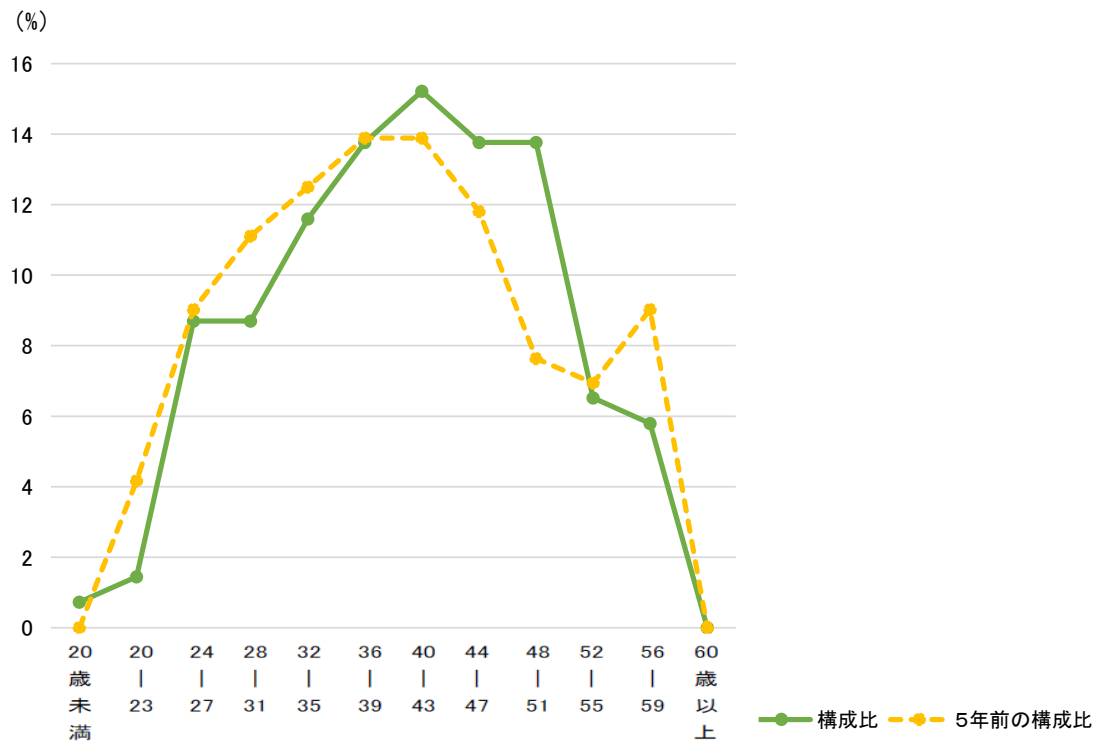
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		5年	6年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	26	△ 1	派遣研修の取りやめによる減員
		税 務	8	8	0	
		農林水産	6	7	1	
		商 工	2	2	0	
		土 木	9	9	0	
		民 生	45	44	△ 1	退職者補充が短時間勤務職員となったことによる減員
		衛 生	14	12	△ 2	退職者補充が短時間勤務職員・会計年度任用職員となったことによる減員
		計	113	110	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 81.39 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 88.99 人)
	教育部門	15	14	△ 1	退職者不補充による減員	
小 計	128	124	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 91.75 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 108.29 人)		
公営会計業務等門	下水道	3	3	0	調整による増員	
	その他	10	11	1		
	小 計	13	14	1		
合 計			141	138	△ 3	
			[148]	[148]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	12人	12人	16人	19人	21人	19人	19人	9人	8人	0人	138人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	元年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	115	117	114	113	113	110	▲ 5	▲ 4%
教育	15	16	14	14	15	14	▲ 1	▲ 7%
普通会計	130	133	128	127	128	124	▲ 6	▲ 5%
公益企業会計	14	13	13	12	13	14	0	0
総合計	144	146	141	139	141	138	▲ 6	▲ 4%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

※地方公営企業法を全部適用する公営企業がないため作成なし